

# 第89回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2019年1月30日（水曜日）  
午前10時（受付開始午前9時）

**開催場所** 東京都港区高輪三丁目13番3号  
SHINAGAWA GOOS 1階  
ガーデンシティ品川  
グリーンウィンド

## 目次

第89回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 10名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第5号議案 役員賞与の支給の件	
事業報告	17
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告書	35
株主総会会場ご案内図	

**巴工業株式会社**

証券コード：6309

(証券コード 6309)  
2019年1月11日

株 主 各 位

東京都品川区北品川五丁目5番15号

**巴工業株式会社**

取締役社長 山 本 仁

## 第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面の郵送またはインターネット等の電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、3頁に記載のいずれかの方法により2019年1月29日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2019年1月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番3号  
SHINAGAWA GOOS 1階  
ガーデンシティ品川 グリーンウィンド  
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照の上、ご来場ください。)
3. 目的事項  
報告事項 (1) 第89期（2017年11月1日から2018年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第89期（2017年11月1日から2018年10月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

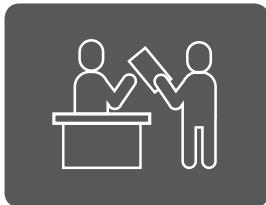
- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件  
**第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件  
**第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
**第5号議案** 役員賞与の支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tomo-e.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、および計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tomo-e.co.jp/>）に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、監査等委員会および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席いただける場合



株主総会  
開催日時

**2019年1月30日**（水曜日）午前**10時**  
（受付開始 午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。

なお、この場合は、議決権行使書用紙とともに委任状のご提出が必要となります。

## 株主総会にご出席いただけない場合

### 郵送による議決権行使



議決権行使期限

**2019年1月29日**（火曜日）午後**5時30分**到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

なお、議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

### インターネットによる議決権行使



議決権行使期限

**2019年1月29日**（火曜日）午後**5時30分**まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

今回の株主総会より、議決権行使書面上にスマートフォン専用のQRコード（ID・パスワードの入力不要）を記載しております。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

### 議決権行使のお取り扱い

- 書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、財務体質と経営基盤の強化のため内部留保の充実を図りつつ、連結業績および中期的なグループ事業戦略等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な配当を実施することを利益配分に関する基本方針としております。

当期の期末配当は、この方針のもと、当期の業績と今後の見通し等を勘案し、前期に比べ2円増配となる1株につき24円50銭とさせていただきますと存じます。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金24円50銭	総額244,469,306円
--------------------	----------------

なお、中間配当金として1株につき22円50銭をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき47円となります。

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年1月31日

#### 2. 剰余金の処分にに関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備え、経営基盤の強化を図るため、次のとおりとさせていただきますと存じます。

#### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	800,000,000円
-------	--------------

#### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	800,000,000円
---------	--------------

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者の当該事業年度の業務執行状況および業績、取締役会での発言、これまでの経歴等を評価し、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当等	属性
1	やまもと 山本 ひとし 仁	代表取締役社長	再任
2	ほんま 本間 よしと 義人	常務取締役 機械本部長	再任
3	ふかさわ 深沢 まさよし 正義	常務取締役 総務部および業務部担当	再任
4	たまい 玉井 あきとも 章友	常務取締役 化学品本部長	再任
5	しのだ 篠田 あきよし 彰鎮	取締役 化学品本部副本部長（化成品部、電子材料部および合成樹脂部担当）	再任
6	なかむら 中村 まさひこ 政彦	取締役 機械本部副本部長（環境設備営業部担当）	再任
7	やくら 矢倉 としあき 敏明	取締役 経理部および経営企画室担当兼経理部長	再任
8	いとう 伊藤 かつひこ 勝彦	取締役 機械本部副本部長（産業機械営業部および海外営業部担当）	再任
9	あずま 東 てつゆき 徹行	取締役 化学品本部副本部長（機能材料部および工業材料部担当）	再任
10	さだ 佐田 あつし 淳	機械本部技術開発部長	新任

**新任**

新任取締役候補者

**再任**

再任取締役候補者

**社外**

社外取締役候補者

**独立**

証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

やまもと

山本

ひとし

仁

(1955年7月20日生)

再任

■所有する当社の株式数

28,451株

### ■略歴、地位、担当

1979年4月	当社入社	2009年1月	当社常務取締役 当社機械本部長
2003年4月	当社機械本部産業機械営業部長	2013年1月	当社専務取締役 当社化学品本部長
2007年1月	当社取締役 当社機械本部副本部長（産業機械営業部担当）	2015年1月	当社代表取締役社長〔現任〕

### ■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業および化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2015年1月に代表取締役就任以降は当社グループの統括経営責任者として適切に職務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

ほんま

本間

よしと

義人

(1952年10月2日生)

再任

■所有する当社の株式数

25,095株

### ■略歴、地位、担当

1975年11月	当社入社	2011年1月	巴機械サービス株式会社代表取締役社長
2005年1月	当社機械本部環境設備営業部長	2013年1月	当社常務取締役〔現任〕 当社機械本部長〔現任〕
2008年4月	当社大阪支店長		
2009年1月	当社取締役		

### ■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2009年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

ふかさわ

深沢

まさよし

正義

(1952年1月14日生)

再任

■所有する当社の株式数

17,076株

## ■略歴、地位、担当

1975年4月	当社入社	2015年1月	当社常務取締役〔現任〕
2007年4月	当社総務部長		
2011年1月	当社取締役 当社総務部および業務部担当兼総務部長		
2013年4月	当社総務部および業務部担当〔現任〕		

## ■取締役候補者とする理由

当社の管理部門を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2011年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

たまい

玉井

あきとも

章友

(1957年2月12日生)

再任

■所有する当社の株式数

19,003株

## ■略歴、地位、担当

1980年4月	日本国土開発株式会社入社	2012年11月	巴恵貿易(深圳)有限公司董事長〔現任〕
1988年4月	エルケム・ジャパン株式会社入社	2013年1月	当社化学品本部副本部長(合成樹脂部および工業材料部担当)兼中国事業推進室長
2000年4月	当社入社	2017年11月	当社化学品本部副本部長(合成樹脂部および工業材料部担当)
2005年11月	当社化学品本部工業材料部長	2018年1月	当社常務取締役〔現任〕
2011年1月	当社取締役 当社化学品本部副本部長(合成樹脂部、工業材料部および化成部品担当) 巴物流株式会社代表取締役社長		当社化学品本部長〔現任〕

## ■取締役候補者とする理由

当社の化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2011年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

しのだ  
篠田あきよし  
彰鎮

(1961年8月23日生)

再任

■所有する当社の株式数

16,028株

## ■略歴、地位、担当

1985年4月	社団法人日本海事検定協会入社	2015年4月	当社化学品本部副本部長（機能材料部、電子材料部および化成品部担当）
1989年9月	当社入社	2018年1月	当社化学品本部副本部長（化成品部、電子材料部および合成樹脂部担当）〔現任〕
2011年11月	当社大阪支店化学品営業部長		巴物流株式会社代表取締役社長〔現任〕
2014年4月	当社化学品本部化成品部長		
2015年1月	当社取締役〔現任〕		
	当社化学品本部副本部長（機能材料部および電子材料部担当）兼化成品部長		

## ■取締役候補者とする理由

当社の化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2015年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

6

なかむら  
中村まさひこ  
政彦

(1956年3月10日生)

再任

■所有する当社の株式数

6,451株

## ■略歴、地位、担当

1978年4月	丸大食品株式会社入社	2015年1月	当社取締役〔現任〕
1978年12月	株式会社九州設備公社入社		当社機械本部副本部長兼環境設備営業部長
1990年8月	当社入社	2015年4月	当社機械本部副本部長（環境設備営業部担当）〔現任〕
2009年1月	当社機械本部環境設備営業部長		

## ■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2015年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

7

やくら

矢倉

としあき

敏明

(1958年5月31日生)

再任

■所有する当社の株式数

7,050株

### ■略歴、地位、担当

1981年4月 株式会社富士銀行入行

2008年4月 株式会社みずほコーポレート銀行米州事務部長

2012年10月 当社入社

当社経理部専任部長

2014年4月 当社経理部長

2015年1月 当社取締役〔現任〕

当社経理部および経営企画室担当兼経理部長〔現任〕

### ■取締役候補者とする理由

経理および経営企画に関する豊富な知識と経験を有し、2015年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

8

いとう

伊藤

かつひこ

勝彦

(1964年9月21日生)

再任

■所有する当社の株式数

6,329株

### ■略歴、地位、担当

1987年4月 当社入社

2013年4月 当社大阪支店機械部長

2017年1月 当社取締役〔現任〕

当社機械本部副本部長（産業機械営業部および海外営業部担当）〔現任〕

### ■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2017年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

あずま

てつゆき

再任

9

東

徹行

(1960年8月16日生)

■所有する当社の株式数

6,572株

#### ■略歴、地位、担当

1984年4月 当社入社

2009年11月 当社化学品本部機能材料部長

2018年1月 当社取締役〔現任〕

当社化学品本部副本部長（機能材料部および工業材料部担当）兼機能材料部長

2018年4月 当社化学品本部副本部長（機能材料部および工業材料部担当）〔現任〕

#### ■取締役候補者とする理由

当社の化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2018年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

さだ

あつし

新任

10

佐田

淳

(1964年10月30日生)

■所有する当社の株式数

108株

#### ■略歴、地位、担当

1988年4月 当社入社

2016年11月 当社機械本部技術開発部長〔現任〕

#### ■取締役候補者とする理由

当社入社以来、機械製造販売事業に従事し、同事業全般に豊富な知識と経験を有しており、取締役として適切な職務執行を遂行することが期待できるため、取締役候補者としております。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の所有する当社の株式数には、巴工業役員持株会名義または巴工業従業員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。

**第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものです。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当等	属性
1	まつもと 松本 光央	取締役（監査等委員）	再任
2	むらせ 村瀬 俊晴	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	なかむら 中村 誠	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
4	はすぬま 蓮沼 辰夫	—	新任 社外 独立

**新任**

新任取締役候補者

**再任**

再任取締役候補者

**社外**

社外取締役候補者

**独立**

証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

まつもと

松本

みつお

光央

(1951年4月14日生)

再任

■所有する当社の株式数

14,340株

## ■略歴、地位、担当

1998年7月 当社入社  
 2007年11月 当社経理部長  
 2011年4月 当社経理理事  
 2013年1月 当社取締役

当社経理部および経営企画室担当

2015年1月 当社常勤・常任監査役  
 2017年1月 当社取締役（監査等委員）〔現任〕

## ■取締役候補者とする理由

当社経理部門における業務を経て、経理部および経営企画室担当取締役を経験しており、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有するとともに、2017年1月に監査等委員である取締役就任以降は、監査等委員である取締役として職務全般を適切に遂行していることから適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

2

むらせ

村瀬

としはる

俊晴

(1951年10月16日生)

再任

社外

独立

■所有する当社の株式数

4,555株

## ■略歴、地位、担当

1975年4月 株式会社富士銀行入行  
 2002年4月 株式会社みずほ銀行新宿支店長  
 2003年9月 株式会社みずほコーポレート銀行審議役  
 2005年6月 高千穂交易株式会社執行役員

2008年6月 みずほファクター株式会社取締役副社長  
 2012年1月 当社社外監査役  
 2013年1月 当社常勤監査役（社外監査役）  
 2017年1月 当社社外取締役（監査等委員）〔現任〕

## ■社外取締役候補者とする理由

長年にわたり会社経営および銀行業務に携わっており、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有するとともに、2017年1月に監査等委員である社外取締役就任以降は、監査等委員である取締役として職務全般を適切に遂行していることから適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

なかむら

まこと

再任

社外

独立

3

中村

誠

(1955年9月28日生)

■所有する当社の株式数

1,673株

### ■略歴、地位、担当

1988年4月 東京弁護士会入会登録  
 1993年3月 新宿第一法律事務所設立  
 2011年1月 当社社外監査役  
 2017年1月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)  
 2017年9月 上捨石・中村法律事務所設立〔現在に至る〕

### ■社外取締役候補者とする理由

社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有するとともに、2017年1月に監査等委員である社外取締役就任以降は、監査等委員である取締役として職務全般を適切に遂行していることから適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

はすぬま

たつお

新任

社外

独立

4

蓮沼

辰夫

(1952年9月8日生)

■所有する当社の株式数

0株

### ■略歴、地位、担当

1971年4月 東京国税局入局  
 2002年7月 税務大学校研究部教授  
 2008年7月 東京国税局調査第二部統括国税調査官  
 2012年7月 練馬西税務署署長  
 2013年9月 蓮沼辰夫税理士事務所開業〔現在に至る〕

### ■社外取締役候補者とする理由

直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり企業税務に関する業務に携わっており、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有していることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 各候補者の所有する当社の株式数には、巴工業役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。  
 3. 村瀬俊晴、中村 誠および蓮沼辰夫の各氏は、社外取締役の候補者です。  
 4. 村瀬俊晴、中村 誠および蓮沼辰夫の各氏は、東京証券取引所が定める独立役員の基本に加え、当社が定めた社外役員の独立性基準を満たしており、当社は各氏の独立性が十分確保されていると判断しています。また、本議案が承認可決された場合、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。  
 5. 村瀬俊晴および中村 誠の両氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。また、両氏は当社の社外取締役就任前に当社の社外監査役であったことがあります。  
 6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、現任の監査等委員である取締役 松本光央、村瀬俊晴および中村 誠の各氏との間で会社法第423条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、本議案が承認可決され、候補者の4氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は各氏との間に現行契約と同内容の責任限定契約を締結する予定です。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名をあらかじめ選任することをお願いするものです。本議案の決議の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までといたします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

ち か だ      な お ひ ろ

近田      直裕      (1969年12月19日生)

新任

社外

独立

■所有する当社の株式数

0株

#### ■略歴、地位、担当

2004年7月	中央青山監査法人社員	2016年6月	R I Z A Pグループ株式会社社外取締役（監査等委員）〔現任〕
2006年8月	近田公認会計士事務所開業〔現在に至る〕		
2008年7月	株式会社千代田會計社代表取締役〔現任〕	2018年4月	株式会社S K I Y A K I社外取締役（監査等委員）〔現任〕
2009年6月	興亜監査法人代表社員〔現任〕		

(重要な兼職の状況)

R I Z A Pグループ株式会社社外取締役（監査等委員）  
株式会社S K I Y A K I社外取締役（監査等委員）

#### ■補欠の社外取締役候補者とする理由

公認会計士および税理士として、長年にわたり企業会計・税務に関する業務に携わっており、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有していることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 近田直裕氏は、社外取締役の候補者です。  
3. 近田直裕氏は、東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定めた社外役員の独立性基準を満たしており、当社は同氏の独立性が十分確保されていると判断しています。  
4. 近田直裕氏が社外取締役を務めるR I Z A Pグループ株式会社および株式会社S K I Y A K Iそれぞれと当社との間には、特別の利害関係はありません。  
5. 近田直裕氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、会社法第427条第1項の定めに基づき、当社との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。

#### 第5号議案 役員賞与の支給の件

当期の業績等を勘案し、当期末における取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名および監査等委員である取締役4名に対し、役員賞与総額64,909,000円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）分45,362,000円、監査等委員である取締役分19,547,000円）を支給いたしたいと存じます。なお、本議案につきまして、監査等委員会および監査等委員は、役員賞与総額の決定の手続き、具体的な算定方法等は適正であり、妥当であると判断しております。

以 上

## (ご参考)

### 当社の社外取締役選任基準

当社の社外取締役および社外取締役候補者は、以下の基準を満たす者とする。

1. 取締役会において、審議または決議される経営全般、財務・法務、コーポレート・ガバナンス等に関する事項を直接監督できること。
2. 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する知見、専門性、経験を有し、経営戦略、中期経営計画の策定等の会社経営上の事案に関して、有用な意見の表明、助言が行えること。

### 当社の社外取締役独立性基準

当社の社外取締役および社外取締役候補者は、以下の1.～5.に該当しない者とする。なお、2.～5.の対象期間は現在および過去10年とする。

1. 当社グループ関係者  
当社、当社の子会社および関連会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、会計参与、執行役、執行役員または使用人（以下、「業務執行者等」という。）
2. 株主およびその関係者  
(1) 当社の議決権を10%以上保有する株主またはその業務執行者等  
(2) 当社グループが議決権を10%以上保有する会社の業務執行者等
3. 取引先関係者  
(1) 当社グループとの間で双方いずれかの連結売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の業務執行者等  
(2) 当社グループが連結総資産の2%以上に相当する金額を借入れている金融機関の業務執行者等
4. 弁護士、公認会計士、税理士等  
(1) 当社グループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナー  
(2) 弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントとして、当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者
5. その他  
(1) 上記1.～4.に該当する者の配偶者および2親等以内の親族  
(2) 当社グループとの間で、取締役が相互に就任している会社の業務執行者等  
(3) 当社グループとの間で、株式を相互に保有している会社の業務執行者等

## 事業報告

(2017年11月1日から  
2018年10月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のがわが国経済は、設備投資や輸出に自然災害による一時的な減速傾向が見られるものの、緩やかな回復基調が持続しています。一方、海外においては、米国経済が好調を維持するものの、欧州や中国経済は減速感が強まりつつあります。

このような状況の下、機械製造販売事業では、国内官需向け機械、部品・修理、国内民需向け全般および海外向け機械、装置・工事の販売が伸長したため、当連結会計年度の売上高は前年度比9.1%増加し11,172百万円となりました。利益面につきましては、収益性の良い装置・工事および部品・修理が増収となったことを受け、営業利益は前年度比12.4%増加し593百万円となりました。

化学工業製品販売事業では、工業材料分野の自動車や住宅・建設用途向け材料の他、香港およびタイ拠点における販売の伸びにより、当連結会計年度の売上高は前年度比1.1%増加し31,186百万円となりました。利益面につきましては、収益性の良い商材の構成比率が高い工業材料分野の増収と機能材料分野の収益性向上に加えて連結子会社が総じて堅調に推移したことを背景に営業利益は前年度比6.8%増加し1,784百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、機械製造販売事業および化学工業製品販売事業の販売が共に増加したため、前年度比3.1%増の42,358百万円となりました。利益面につきましては、両事業共に増収となったことを背景に営業利益が前年度比8.2%増の2,377百万円、経常利益が前年度比5.2%増の2,335百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益については前年度比0.7%増の1,513百万円となりました。

両事業の区分別にみた売上高の状況は、次のとおりです。

[機械製造販売事業]

- 機 械 国内官需、海外向けを中心に機械販売が伸長したため、売上高は前年度比11.8%増の3,253百万円となりました。
- 装置・工事 国内民需、海外向け装置・工事販売が伸長したため、売上高は前年度比41.4%増の1,288百万円となりました。
- 部品・修理他 海外向け販売が伸び悩んだものの、国内向け販売が民需、官需共に伸長したため、売上高は前年度比3.3%増の6,629百万円となりました。

[化学工業製品販売事業]

- 合成樹脂関連 国内樹脂販売の減少を主因に、売上高は前年度比5.4%減の7,865百万円となりました。
- 工業材料関連 自動車や住宅・建設用途向けを中心とした原料販売が伸長したことから、売上高は前年度比12.0%増の9,319百万円となりました。
- 化成品関連 ウレタン関連材料の販売の減少を紫外線硬化樹脂の販売の伸びが補い、売上高は前年度比0.8%増の6,302百万円となりました。
- 機能材料関連 半導体製造装置向けセラミックス製品販売は増加したものの半導体装置の販売が減少したことから、売上高は前年度比2.8%減の3,447百万円となりました。
- 電子材料関連 ワイヤ・ボンディング装置の販売が減少したため、売上高は前年度比4.0%減の3,898百万円となりました。
- そ の 他 ワインの販売が減少したことから、売上高は前年度比2.0%減の352百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は227百万円で、その主な内容は、機械製造販売事業におけるサガミ工場での機械等の取得68百万円です。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額30億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 86 期 (2015年10月期)	第 87 期 (2016年10月期)	第 88 期 (2017年10月期)	第 89 期 (2018年10月期)
売 上 高 (百万円)	39,354	39,180	41,093	42,358
経 常 利 益 (百万円)	1,703	1,780	2,219	2,335
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,028	968	1,503	1,513
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	103円08銭	97円10銭	150円64銭	151円64銭
総 資 産 (百万円)	34,341	34,792	36,580	37,946
純 資 産 (百万円)	25,200	25,173	27,008	27,876
1 株 当 たり 純 資 産	2,525円47銭	2,522円81銭	2,706円72銭	2,793円69銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づいて算出しております。また1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

#### (5) 対処すべき課題

わが国経済は、設備投資や個人消費の堅調が持続すると見られることから緩やかな回復が見込まれるものの大きな伸びは期待できません。一方、海外においては、中国経済は減速傾向が続くものの堅調が見込まれ、米国経済は底堅い成長が持続するものと見られます。このような情勢の下、海外ビジネスの拡大を図ることが当社グループの成長を図る上での重要課題と認識し、機械製造販売事業では東南アジアを中心に販売拡大に注力する他、ベトナムへの取り組み強化と中国事業の維持拡大を推し進め、また、北米および中南米における油井向け以外の事業分野の開拓を一段と推進することにより販売増大を図ります。さらに、価格競争が激化する中、収益性向上を実現すべく、営業面ではシステムツールの活用による効率化を図り一層の攻めの営業を展開し、生産面では生産体制改革に向けた諸施策の実行によるコストダウンへの取り組みを推進します。化学工業製品販売事業ではタイ現地法人のビジネスモデル確立に向けた取り組みを強化すると共に周辺国への展開を模索する他、アフリカ、ロシアおよび東欧における更なる商材開発を目指した事業展開を推進します。また、中国深圳のコンパウンド事業に関しては、新規顧客向け製品の量産化と既存顧客向け販売に注力することにより事業拡大を図ってまいります。

これらを着実に実行するために、当社のグローバル化とこれを担う人材教育をはじめとする第11回中期経営計画に基づく施策を推し進め、両事業の持続的成長と収益力向上を図って行く方針です。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

## ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
バマシナリー株式会社	千円 56,000	100.0%	板金加工、機械加工
巴機械サービス株式会社	千円 25,000	100.0	分離機器のアフターサービス・部品販売
星際化工有限公司	千HK\$ 20,850	100.0	合成樹脂原料等の仕入・販売
星際塑料(深圳)有限公司	千US\$ 4,200	※ 100.0	合成樹脂の着色加工・コンパウンド
巴工業(香港)有限公司	千HK\$ 10,000	100.0	化学工業製品の仕入・販売
巴恵貿易(深圳)有限公司	千RMB 5,000	※ 100.0	化学工業製品の仕入・販売
巴栄工業機械(上海)有限公司	千US\$ 1,500	100.0	分離機器の製造・販売・アフターサービス
Tomoe Engineering USA, Inc.	千US\$ 0.1	100.0	分離機器、部品の販売・アフターサービス
TOMOE Trading (Thailand) Co., Ltd.	千THB 16,000	100.0	化学工業製品の仕入・販売

(注) 1. ※印は、間接の出資比率です。

2. 星際化工有限公司、星際塑料(深圳)有限公司、巴恵貿易(深圳)有限公司および巴栄工業機械(上海)有限公司につきましては、決算期が12月31日ですので、2018年9月30日現在で実施した仮決算に基づく数値によっております。

## (7) 主要な事業内容

機械製造販売事業：遠心分離機はじめ各種分離機および応用装置・関連機器の製造・販売ならびに一般機器・装置類の販売

化学工業製品販売事業：合成樹脂、化学工業薬品、無機材料、電子材料、洋酒類ならびにこれらの関連製品・加工品の輸出入および販売

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所

本社：東京都品川区北品川五丁目5番15号  
支店・営業所：大阪支店(大阪市北区) 福岡営業所(福岡市中央区)  
札幌営業所(札幌市中央区) 名古屋営業所(名古屋市中村区)  
仙台営業所(仙台市青葉区) ソウル支店(韓国)  
工場：サガミ工場(神奈川県大和市) 湘南工場(神奈川県平塚市)

② 子会社の主要な事業所

バマシナリー株式会社(神奈川県綾瀬市)  
巴機械サービス株式会社(神奈川県平塚市)  
星際化工有限公司(香港)  
星際塑料(深圳)有限公司(中国)  
巴工業(香港)有限公司(香港)  
巴恵貿易(深圳)有限公司(中国)  
巴栄工業機械(上海)有限公司(中国)  
Tomoe Engineering USA, Inc. (米国)  
TOMOE Trading (Thailand) Co., Ltd. (タイ)

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前年度末比増・減(△)
機械製造販売事業	408名	5名
化学工業製品販売事業	242	13
全社(共通)	65	0
合計	715	18

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 10,533,200株  
 (2) 株主の総数 12,246名 (前期末比781名増)  
 (3) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
巴 工 業 取 引 先 持 株 会	千株 537	% 5.38
株 式 会 社 光 通 信	470	4.71
佐 良 直 美	406	4.07
野 田 眞 利 子	397	3.97
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	392	3.93
山 口 温 子	314	3.14
巴 工 業 従 業 員 持 株 会	269	2.69
有 限 会 社 巴 企 画	245	2.46
竹 内 啓 子	191	1.92
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	180	1.80

- (注) 1. 上記以外に自己株式が554,861株あります。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (4) その他株式に関する重要な事項  
 特記すべき事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 本 仁	
常 務 取 締 役	本 間 義 人	機械本部長
常 務 取 締 役	深 沢 正 義	総務部および業務部担当
常 務 取 締 役	玉 井 章 友	化学品本部長 巴恵貿易(深圳)有限公司董事長
取 締 役	大 橋 純	機械本部副本部長(生産担当)兼サガミ工場長
取 締 役	篠 田 彰 鎮	化学品本部副本部長(化成品部、電子材料部および合成樹脂部担当) 巴物流株式会社代表取締役社長
取 締 役	中 村 政 彦	機械本部副本部長(環境設備営業部担当)
取 締 役	矢 倉 敏 明	経理部および経営企画室担当兼経理部長
取 締 役	伊 藤 勝 彦	機械本部副本部長(産業機械営業部および海外営業部担当)
取 締 役	東 徹 行	化学品本部副本部長(機能材料部および工業材料部担当)
取 締 役 (常勤監査等委員)	松 本 光 央	
取 締 役 (常勤監査等委員)	村 瀬 俊 晴	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	今 井 實	川崎地質株式会社社外取締役(監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 村 誠	

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

2018年1月30日付

退任 常務取締役 山田 哲男 就任 取 締 役 東 徹 行

2. 当事業年度中の取締役の地位の変更

2018年1月30日付

新 旧 役  
玉井 章友 常務取締役 取 締 役

3. 当事業年度中の取締役の担当の変更

2018年1月30日付

新 旧  
常務取締役 玉井 章友 化学品本部長 化学品本部副本部長(合成樹脂部および工業材料部担当)

取 締 役 篠田 彰鎮 化学品本部副本部長(化成品部、電子材料部および合成樹脂部担当) 化学品本部副本部長(機能材料部、電子材料部および化成品部担当)

2018年4月1日付

新 旧  
取 締 役 東 徹行 化学品本部副本部長(機能材料部および工業材料部担当) 化学品本部副本部長(機能材料部および工業材料部担当)兼機能材料部長

4. 監査等委員である取締役村瀬俊晴、今井 實および中村 誠の各氏は、社外取締役です。

5. 監査等委員会は、必要な社内情報の収集・共有を行うとともに、内部監査部門、会計監査人等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、松本光央および村瀬俊晴の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。

6. 監査等委員である取締役松本光央氏は、当社経理部門における業務を経て、経理部および経営企画室担当取締役を経験しており、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有しております。
7. 監査等委員である取締役村瀬俊晴氏は、長年にわたり会社経営および銀行業務に携わっており、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有しております。
8. 監査等委員である取締役今井 實氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり企業税務に関する業務に携わっており、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有しております。
9. 監査等委員である取締役中村 誠氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有しております。
10. 監査等委員である取締役村瀬俊晴、今井 實および中村 誠の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役との間で会社法第423条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことにより、当社に賠償責任を負う場合は会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

## (3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く。）	11名	237,041千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	66,690千円 (38,622千円)
合 計	15名 (3名)	303,731千円 (38,622千円)

- (注) 1. 報酬には、次の金額が含まれております。
- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| 第89回定時株主総会（本総会）において決議予定の役員賞与 |             |
| 取締役（監査等委員を除く。）               | 4名 45,362千円 |
| 取締役（監査等委員）                   | 4名 19,547千円 |
2. 上記の取締役（監査等委員を除く。）の支給人員には、2018年1月30日開催の第88回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等における業務執行者、社外役員等の兼職の状況

- ・社外取締役今井 實氏は、川崎地質株式会社社の監査等委員である社外取締役を兼任しており、同社と当社との間には、特別の利害関係はありません。また同氏は今井實税理士事務所を経営しており、同事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役中村 誠氏は、上拾石・中村法律事務所に所属しており、同事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員)	村 瀬 俊 晴	当事業年度開催の取締役会21回および監査等委員会17回すべてに出席し、長年にわたり会社経営および銀行業務に携わった経験に基づき、専門的見地から、適宜、意見を述べております。
	今 井 實	当事業年度開催の取締役会21回および監査等委員会17回すべてに出席し、長年にわたり企業税務に携わった経験に基づき、専門的見地から、適宜、意見を述べております。
	中 村 誠	当事業年度開催の取締役会21回および監査等委員会17回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜、意見を述べております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 2018年7月1日付で新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

###### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

41,000千円

###### ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

41,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等について、取締役等から説明を受け、当該内容の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切と判断し、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行について著しい支障があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任した理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの基本方針を次のとおり定めております。

- ① 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 当社グループ全体の企業行動規範を定め、法令等の遵守を宣言し、コンプライアンス研修を通じて役職員に遵法意識の浸透を図る。
  - ・ 当社の取締役、社外専門家等からなる企業倫理委員会を設置し、当社および子会社の部門責任者等から報告されたコンプライアンス上の問題その他重要案件の審議を行い、その結果を当社の取締役会に報告する。
  - ・ 社外の弁護士を窓口とするヘルプ・ラインを設け、当社グループ全ての役職員からコンプライアンス上の問題に係る情報を広く収集する。
  - ・ 当社の監査等委員会および当社の内部監査部門等が連携して、当社および子会社の業務プロセス等を監査することにより、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・ 文書管理規定を定め、当社の取締役の職務の執行に係る情報を記録した文書または電磁的媒体（以下、文書等という）を保存する。
  - ・ 当社の取締役は、必要に応じていつでもこれらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 「リスクマネジメント基本規定」により策定した、当社の事業活動に係るリスク管理の基本ルールに基づき、事業部門ごとに適切なリスク管理体制を整備する。
  - ・ リスクマネジメント委員会を設置し、子会社を含む全事業部門のリスク情報を統括的に管理するとともに、リスク管理体制の安定的運用を図る。
- ④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 当社グループ全体の中期経営計画および年度目標を策定し、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、それに基づく業績管理を行う。
  - ・ 合理的な経営方針を策定し、当社および子会社の重要事項について慎重に検討するため、当社の全取締役で構成する経営会議を組織し、審議する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・ グループ会社管理規定を定め、それに基づき、子会社における所定の重要事項の決定に関して、当社への事前報告または事前承認を求める。
  - ・ 各子会社における内部統制に係る体制については、その規模等を踏まえ必要な整備を行う。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任する。
  - ・ 当該使用人の任命、人事異動については、監査等委員会の意見を尊重する。
- ⑦ 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、ならびに当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- ・ 当社の取締役および使用人は、経営会議、その他の重要な会議の審議内容、内部監査の結果、内部通報制度の運用状況ならびに財務状況について当社の監査等委員会に報告を行う。
  - ・ 当社および子会社の取締役および使用人は、当社または子会社の業務に重大な影響を及ぼす事実を発見もしくはその発生のおそれがあると判断したときは、当該事実に関する事項を速やかに当社の監査等委員会に報告する。
  - ・ 当社および子会社の取締役および使用人は、当社の監査等委員会または各監査等委員からその業務執行に関する事項の報告（必要な事項の調査および必要な資料の写しの提出を含む。）を求められた場合、速やかに当該事項の報告を行う。
  - ・ 当社の社内規定により、当社の監査等委員会に報告を行ったことを理由に当該報告者に不利な取扱いを行うことを禁止する。また、子会社については同様の対応がなされるよう適切な指導を行う。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、内部監査部門等と日常的かつ機動的な連携を図るために必要な体制を整備する。
  - ・ 監査等委員会と当社の代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
  - ・ 監査等委員会は、当社の内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができる。
  - ・ 監査等委員会は、当社の会計監査人、子会社監査役と情報交換に努め、連携して当社および子会社の監査の実効性を確保する。
  - ・ 監査等委員は、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用について、当社から前払いまたは償還を受けることができる。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 反社会的勢力との関係を一切持たないこと、反社会的勢力からの不当な要求や威嚇とした態度で臨んでこれに妥協しないことを基本方針とし、これを当社グループ共通の企業行動規範に明記して役職員に周知徹底する。
  - ・ 当社総務部を対応統括部署とし、警察およびその関連団体と常に連携して不当請求事例等の情報を共有し、反社会的勢力の関与の防止を図る。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ・ 金融商品取引法その他の法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

以上の方針に基づき、当期に実施した内部統制システムの主な運用状況は、次のとおりです。

① コンプライアンスに対する取り組み

企業倫理委員会の主導による部署単位の啓発活動を展開するとともに、全ての役職員を対象としたコンプライアンスに関する理解度のチェックテストを実施し、これらの結果を検証することで当社グループの行動規範の周知徹底を行い、コンプライアンスの浸透を図っています。

内部通報制度については、企業倫理委員会、常勤の監査等委員および外部の弁護士事務所を通報窓口として運用しており、通報された事案に対しては行動規範および社内規定に定める手順に基づき、厳格な管理と適切な対応を行っています。また、取締役会は、企業倫理委員会から制度の運用状況に関する報告を受け、これを適切に監督しています。

② リスク管理に対する取り組み

当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント委員会を主体に運用されており、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性がある各種リスクについて情報収集、分析、評価等を継続して行い、統括的に管理しています。

当期においては、主に品質管理に関するリスクの見直しを行ったほか、情報セキュリティー体制の強化および大規模災害を想定した訓練を引き続き実施しています。

③ 取締役の職務執行の適正性および職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

取締役会は当期において21回開催され、取締役は上程された審議事項について活発な意見交換を行っています。また、社外取締役は独立的かつ客観的・専門的立場から意見を表明するとともに、監査等委員として監査等委員会を組織し、取締役の業務執行に関する監査・監督およびこれらに基づく提言等を積極的に行っています。取締役会の審議に必要な資料は事前配付され、出席者が十分な準備を行えるように配慮しています。

④ 監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取り組み

当社の監査等委員会は、社外取締役3名および当社の業務に精通した当社出身の非業務執行取締役1名により構成されています。監査等委員会は当期において17回開催され、取締役の職務執行に関する監査・監督および内部統制システムに関する監査等について協議・決議を行っています。また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、会計監査人および内部監査部門等と連携するとともに、常勤の監査等委員を選定して監査・監督にかかる環境の整備および社内情報の収集を積極的に行い、監査・監督機能の実効性確保に努めています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針等の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営上の重要な責務となる株主様への利益還元に関しては、「財務体質と経営基盤の強化のため内部留保の充実を図りつつ、連結業績および中期的なグループ事業戦略等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な配当を実施する」方針により臨んでおります。

なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

---

本事業報告では、金額および株式数については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2018年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>29,454,480</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,790,206</b>
現金及び預金	9,354,256	支払手形及び買掛金	4,193,451
受取手形及び売掛金	11,834,551	電子記録債務	1,857,112
電子記録債権	2,183,842	未払金	600,382
商品及び製品	3,685,115	未払法人税等	539,919
仕掛品	981,660	前受金	70,030
原材料及び貯蔵品	667,846	賞与引当金	1,081,025
繰延税金資産	630,609	役員賞与引当金	70,000
その他の	183,711	製品補償損失引当金	160,295
貸倒引当金	△67,114	その他の	217,988
<b>固定資産</b>	<b>8,491,551</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,279,452</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,042,089</b>	役員退職慰労引当金	5,460
建物及び構築物	2,627,951	退職給付に係る負債	57,905
機械装置及び運搬具	393,242	繰延税金負債	1,216,086
土地	1,931,089	<b>負債合計</b>	<b>10,069,658</b>
建設仮勘定	10,606	<b>(純資産の部)</b>	
その他の	79,199	<b>株主資本</b>	<b>27,134,422</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>109,792</b>	資本金	1,061,210
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,339,670</b>	資本剰余金	1,483,410
投資有価証券	1,374,561	利益剰余金	24,953,779
差入保証金	340,386	<b>自己株式</b>	<b>△363,977</b>
退職給付に係る資産	1,554,938	その他の包括利益累計額	741,950
その他の	92,654	その他有価証券評価差額金	433,098
貸倒引当金	△22,871	繰延ヘッジ損益	130
		為替換算調整勘定	186,221
		退職給付に係る調整累計額	122,501
		<b>純資産合計</b>	<b>27,876,373</b>
<b>資産合計</b>	<b>37,946,032</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>37,946,032</b>

## 連結損益計算書

(2017年11月1日から  
2018年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	内 訳 額	金 額
売上高		42,358,294
売上原価		33,122,636
販売費及び一般管理費		9,235,657
営業利益		6,858,047
営業外収益		2,377,610
受取利息	3,217	80,724
受取配当金	31,487	
受取賃貸料	7,306	
その他	38,712	
営業外費用		
支払利息	31,804	122,843
支払手数料	9,000	
売上割引	5,806	
貸倒引当金繰入	38,983	
為替差損	34,050	
その他	3,198	
経常利益		2,335,490
特別損失		
減損損失	24,037	24,037
税金等調整前当期純利益		2,311,453
法人税、住民税及び事業税	905,746	
法人税等調整額	△107,453	798,292
当期純利益		1,513,160
親会社株主に帰属する当期純利益		1,513,160

## 貸借対照表

(2018年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>26,664,918</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,976,520</b>
現金及び預金	7,526,961	支払手形	244,370
受取手形	1,450,937	電子記録債権	1,731,083
電子記録債権	2,176,728	買掛金	3,553,698
売掛金	9,343,416	未払金	538,225
商品及び製品	3,082,827	未払法人税等	481,027
仕掛品	590,020	前受金	32,698
原材料及び貯蔵品	496,199	賞与引当金	986,113
短期貸付金	1,692,951	役員賞与引当金	67,331
繰延税金資産	595,901	製品補償損失引当金	160,295
その他の資産	117,280	その他	181,675
貸倒引当金	△408,308	<b>固定負債</b>	<b>1,184,461</b>
<b>固定資産</b>	<b>8,216,073</b>	退職給付引当金	23,025
<b>有形固定資産</b>	<b>4,583,300</b>	役員退職慰労引当金	5,460
建物	2,369,239	繰延税金負債	1,155,976
構築物	7,702	<b>負債合計</b>	<b>9,160,982</b>
機械及び装置	257,362	<b>(純資産の部)</b>	
車両運搬具	0	<b>株主資本</b>	<b>25,286,780</b>
工具器具及び備品	69,694	資本金	1,061,210
土地	1,879,299	資本剰余金	1,483,410
<b>無形固定資産</b>	<b>101,773</b>	資本準備金	1,483,410
電話加入権	8,165	利益剰余金	23,106,138
ソフトウェア	93,607	利益準備金	230,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,531,000</b>	その他利益剰余金	22,876,138
投資有価証券	1,340,561	配当引当積立金	250,000
関係会社株式	307,664	固定資産圧縮積立金	19,371
関係会社出資金	171,075	別途積立金	21,030,000
長期貸付金	7,867	繰越利益剰余金	1,576,766
差入保証金	308,501	<b>自己株式</b>	<b>△363,977</b>
前払年金費用	1,357,657	評価・換算差額等	433,228
その他の資産	60,544	その他有価証券評価差額金	433,098
貸倒引当金	△22,871	繰延ヘッジ損益	130
<b>資産合計</b>	<b>34,880,991</b>	<b>純資産合計</b>	<b>25,720,009</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>34,880,991</b>

## 損 益 計 算 書

(2017年11月1日から  
2018年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	内 訳 額	金 額
売 上 高 価		37,872,907
売 上 原 価		29,770,396
売 上 総 利 益		8,102,511
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,048,613
営 業 利 益		2,053,897
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	38,127	
受 取 配 当 金	77,984	
受 取 賃 貸 料	60,089	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4,287	
そ の 他	32,430	212,918
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33,430	
賃 貸 原 価	19,713	
支 払 手 数 料	9,000	
売 上 割 引	5,545	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	192,000	
為 替 差 損	10,333	
そ の 他	2,097	272,120
経 常 利 益		1,994,695
税 引 前 当 期 純 利 益		1,994,695
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	815,275	
法 人 税 等 調 整 額	△110,060	705,214
当 期 純 利 益		1,289,480

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2018年12月14日

巴工業株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小山 浩平 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、巴工業株式会社の2017年11月1日から2018年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、巴工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2018年12月14日

巴工業株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小山 浩平 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、巴工業株式会社の2017年11月1日から2018年10月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年11月1日から2018年10月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年12月18日

巴工業株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	松本光央 ㊟
常勤監査等委員	村瀬俊晴 ㊟
監査等委員	今井 實 ㊟
監査等委員	中村 誠 ㊟

(注) 監査等委員村瀬俊晴、今井實及び中村誠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

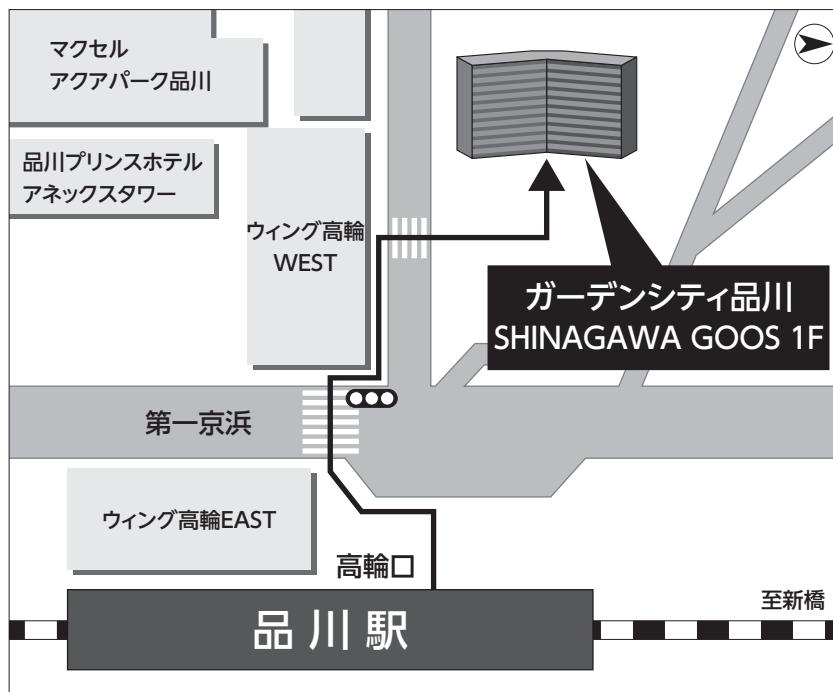
以 上





## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区高輪三丁目13番3号  
SHINAGAWA GOOS 1階  
ガーデンシティ品川 グリーンウインド  
TEL 03-5449-7300



最寄駅 京急線品川駅高輪口 徒歩3分  
J R品川駅中央改札口 (高輪口) 徒歩3分

